

手取川に繁茂する樹木の伐採希望者を公募します

【企業、団体、個人を問わず応募可能です】

北陸地方整備局
金沢河川国道事務所長

1. 目的

河川内に繁茂する樹木は、洪水時に流れの妨げとなったり、流木となって橋梁等に引っかかるなど、治水上、施設管理上の問題となります。また、河川巡視の際の視線が遮られたり、河川敷にゴミが不法投棄される一因にもなっています。このため、金沢河川国道事務所では計画的に伐採を続けていますが、ハリエンジュやヤナギなどは成長が早く、河川の維持管理において大きな課題となっています。

一方で、伐採木は薪やチップとしての有効利用も期待されることから、樹木の伐採・利用を希望される方を募り、河川の維持管理にかかるコスト縮減と資源としての活用を図るものです。

なお、河川区域内において樹木等の河川産出物を採取するには、河川法第25条に基づき河川管理者の許可を受ける必要があります。この公募は許可に必要な手続きを示したもので、無許可で伐採することは禁じられています。

2. 公募対象者

企業、団体、個人（任意のグループや仲間を含む）のどなたでも応募いただけます。

3. 伐採木の取り扱い

伐採木の用途については定めません。伐採許可を受けた方が伐採・搬出した木は、薪やチップ、炭焼き等、ご自由に活用ください。

また、伐採許可を受けた方の責任において、転売、加工販売するなど、営利目的での活用についても制限いたしません。

4. 費用の負担

伐採、搬出に要する費用、労力等は、全て伐採許可を受けた方の負担とし、伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。

5. 公募伐採対象箇所

公募伐採の対象箇所は、下記「手取川・河川法第25条を適用した公募伐採対象範囲図」に示す範囲とし、この中から希望箇所・範囲を申請していただきます。ただし、他の希望者と重なった場合や安全確保、自然環境の保全等の面から調整させていただく場合があります。

伐採箇所までの進入路の整備（刈り払い）、伐採木の搬出については伐採許可を受けた方の負担とします。

⇒ 「手取川・河川法第25条を適用した公募伐採対象範囲図」は[こちら](#)

6. 伐採面積

伐採面積は、概ね100㎡以上とし、上限は特に設けませんが、許可の日から概ね3ヶ月間で伐採可能な範囲とします。

他の希望者の参入をむやみに阻害することのないよう、実際に伐採可能な範囲・面積で申請するよう留意してください。

7. 応募資格要件

応募資格は以下のいずれにも該当しない者を要件とします。

- イ 過去3年間に河川法の許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、国土交通省から指名停止等を受けている者
- ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ 直近1年間の税を滞納している者
- ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ その他、事務所長が参加不相当と判断する者

8. 応募の無効

下記に1つでも該当する場合、応募を無効といたします。

- ① 応募書類に必要事項の記載が無い場合
- ② 「7. 応募資格」の条件を有さない場合

また応募内容に虚偽の記述があった場合は、判明した時点で伐採許可の決定前後にかかわらず無効とさせていただきます場合があります。

9. 申し込み方法

申し込みは、原則として電子メールとします。

下記「応募用紙[様式1]」をダウンロードし、必要事項を記載の上、応募受付期間中に下記アドレスまで電子メールにて送信して下さい。なお、メールの表題は「手取川樹木伐採応募」としてください。

都合により紙による申し込みを希望される場合は、「15. 問い合わせ先」に示す担当課、出張所まで応募用紙を受け取りに来てください。提出は、直接持ち込みまたは郵送（書留）とします。

①応募受付期間：平成29年11月8日(水)～平成29年12月8日(金)

②送信先アドレス： kanazawa-kaseniji@hrr.mlit.go.jp

⇒ 「応募用紙 [様式1]」は[こちら](#)

※ 事務処理の都合上、応募者多数となった場合には先着順により制限させていただく場合があります。ご了承ください。

10. 伐採箇所の立会

申し込みを頂いた後、応募資格があると判断された方とは伐採範囲等についての立会確認を行います。金沢河川国道事務所より折り返し連絡を差し上げますので、伐採範囲、進入・搬出方法等について現地での立会、確認をお願いします。

なお、立ち会いは平日（月～金曜日）とし、日時については双方の都合により調整させていただきます。

11. 伐採許可の決定

立会により伐採可能な箇所と確認できた場合には、伐採対象箇所の図面をお渡ししますので、下記許可申請書[様式2]とあわせて伐採範囲図面を提出して下さい。

また、伐採許可の決定にあたっては履行の確実性の確認等のため、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。

伐採許可の決定後、許可書と許可証（プレート）を郵送で通知いたします。

⇒ 「許可申請書[様式2]」は[こちら](#)

12. 伐採条件等

許可書に記載された許可条件を遵守していただくとともに、下記条件に従って実施していただきます。

（1）伐採時期

許可を受けた方は、作業実施に先立ち、下記「作業着手届[様式3]」を「15. 問い合わせ先の（2）」に記載する担当出張所に直接提出して下さい。

所要の手續等が完了後、許可期間内に伐採を実施していただきます。なお、作業届を提出されたにもかかわらず取り下げの申し出をしないまま実施されなかった場合は、次年度に応募されても無効とさせていただきます。また、申請の期間内に作業が完了しない場合は、打ち切りとする場合があります。

伐採終了後は速やかに下記「作業完了届[様式4]」及び「許可証（プレート）」を担当出張所に提出して下さい。「作業完了届」には作業実施前後の写真も添付してください。

⇒ 「作業着手届[様式3]・作業完了届[様式4]」は[こちら](#)

(2) 作業日

土曜日、日曜日、祝日でも作業可能です。

(3) 許可証の明示

伐採・搬出作業時には伐採許可を受けていることが判別できるよう、郵送した許可証（プレート）を車の目立つ場所等に掲示してください。

(4) 枝の処理

枝については、伐採許可を受けた方が集積するものとします。集積場所等については立会の際に双方で確認することとします。集積された枝の回収・処分は金沢河川国道事務所が行います。

(5) 安全管理

伐採にあたっては、関係法令等を遵守し、安全に留意して作業にあたっていただくものとします。

(6) 第三者への危害の防止及び賠償責任

伐採・搬出作業は、堤防天端通路等の河川利用者、占用者及び他区画の伐採者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、危害発生時には当事者（伐採許可を受けた者）が賠償などの責任を負うものとします。

第三者に危害を及ぼした場合、苦情を受けた場合等、トラブルが発生した場合は速やかに、14. 問い合わせ先の（2）に記載する出張所へ申し出てください。

13. 禁止事項

(1) 河川内での焚き火の禁止

河川敷内においては、枝等の焼却は野火の原因になり非常に危険なため、禁止します。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」およびそれに基づく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（廃掃法）により、廃棄物の焼却は禁止されています。

(2) 枝等の投棄の禁止

枝等の不要部分について、他の伐採者の区画や河川敷などに投棄することは厳禁とします。発見した場合、次年度以降の応募資格を欠格とするほか、悪質と判断される場合は所轄警察署に届け出します。

(3) 仮設物等の無断設置・存置の禁止

河川区域内に、テント等の仮設物の設置や重機の存置等を許可無く行うことを禁止します。これらが作業上必要な場合は、別途一時占用許可申請を行って頂くものとします。

14. その他

- 応募者は、伐採の実施が困難となった場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- 伐採許可を通知した以後において、伐採許可を受けた者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。その際には原状回復等の措置を求める場合があります。また伐採のためにそれまでに生じた費用は伐採許可を受けた者の負担とします。
- 災害の発生等の諸事情により、公募手続の進行状況に関わらず、取り組みを中止する場合があります。その際に損害が生じたとの申し出については受付いたしません。
- 伐採された樹木については、盗難に遭っても一切責任は負いませんので、ご了解下さい。

15. 問い合わせ先

(1) 申し込みから伐採許可の決定までに関しては、以下まで問い合わせ下さい。

金沢河川国道事務所 河川管理課

〒920-8648 金沢市西念4-23-5

Tel 076-264-9916(直通) ※平日9:00～17:00

※現地の立会については、出張所から連絡・調整させていただきます。

(2) 作業着手届、完了届の提出は、以下の担当出張所に直接問い合わせ下さい。なお、提出はFaxでも結構です。

金沢河川国道事務所 手取川出張所

〒929-0235 白山市美川永代町甲54

Tel 076-278-2152

Fax 076-278-4716

—以上—

[参考] 手続きの流れ

①申請者から 「応募用紙 [様式1]」により申し込み

↓ 平成 29 年 11 月 8 日(水)～12 月 8 日(金)

②金沢河川国道事務所から 伐採箇所の立会・確認の連絡、実施
両者で立ち会い確認

↓ 平成 29 年 11 月 13 日(月)～12 月 15 日(金) ※めやす

③金沢河川国道事務所から 伐採対象箇所の図面（元図）受け渡し

↓

④申請者から 「許可申請書 [様式2]・伐採範囲図面」を提出

↓

平成 29 年 11 月 20 日(月)～12 月 20 日(水) ※めやす

⑤金沢河川国道事務所から 伐採実施許可書を郵送で通知
※必要に応じてヒアリングを実施する場合あり。

↓

平成 29 年 11 月 27 日(月)～12 月 22 日(金) ※めやす

⑥申請者（伐採実施許可者）から 「作業着手届[様式3]」を出張所に提出

伐採の実施、搬出

↓

許可の日～概ね3ヶ月間 （平成 29 年 11 月 27 日～3 月 20 日）

⑦申請者（伐採実施許可者）から 「作業完了届[様式4]」を出張所に提出